

## 通所型入浴サポートサービスに関するQ&A

カテゴリ	質問	回答
給付管理	通所型入浴サポートサービスは、月4回利用と月5回では、コードが違うため（事業対象者・要支援1）、毎月確認と変更して給付管理する手間がいると考えたらいいのでしょうか。	その通りです。通所型入浴サポートサービスのみを利用する場合は月4回利用であれば1回算定、月5回以上利用であれば月額算定となるため、月によって変更が必要な場合があります。
給付管理	通所型利用回数が1回/週のかたで、リハビリ特化型の通所型サポートサービスを利用している場合、通所型入浴サポートサービスを利用したばあい、リハビリ特化型の通所型サポートサービスの利用回数を減らさないといけないのか。	そのとおりです。基本チェックリスト該当者、要支援1の方については通所型サポートサービスの利用回数の合計が1回/週となるため、入浴型との組み合わせの場合でもその合計が1回/週となります。
給付管理	今後は通所型入浴サービス利用有無にかかわらず、週1回通所利用実績月4回までは、1回ごと算定となるのでしょうか？それとも上記通所型入浴サービス併用の場合のみでしょうか？	それぞれのサービスのみの利用の場合、通所型サポートサービスにおいては月額算定、通所型入浴サポートサービスについては1回算定が基本となります。併用の場合にはそれぞれ1回算定となります。
給付管理	上限1,647単位、3,377単位は運動器加算等を含めた数値か？それとも、上記単位と加算は別に考えるのでしょうか。	上限単位とは、国が定める通所型（ないし訪問型）サポートサービスの基本報酬部分における上限を指します。そのため、加算については別として考えます。
給付管理	例3のBの入浴事業所が日割り報酬になるところが理解できなかったです。	日割り報酬を利用するのは、包括報酬にて算定する場合でかつ契約日が月途中（1日以外）の場合です。 例3は通所を月に4回、入浴サポートを月5回利用するものです。通所と入浴の組み合わせのため、それぞれは1回算定を採用します。通所については1回算定報酬378単位×4回＝1512単位（包括報酬1647単位を下回る）① 入浴については1回算定報酬327単位×5回＝1635単位（包括報酬1425単位を超える）となるため、入浴については包括報酬となります。 しかし、契約日が月途中となるため、包括報酬部分が日割りとなり、日割算定47単位×30日（契約日から）＝1410単位② 合計単位は①+②＝2922単位となります。
ケアマネジメント	診療情報提供書について、市で定めたものがあるか？今まで通所型サポートサービス利用時に依頼したことはありませんが、事業所が依頼すればということでしょうか？	診療情報提供書については市での統一様式があります。（「吹田市高齢者安心・自信サポート事業」介護予防ケアマネジメント等マニュアル（第2版）P.70参照）また、診療情報提供書はケアマネジメント担当者が取得するものとなります。これまでも通所型サポートサービス利用時に必要に応じて取得するものとしてご案内しております。
サービス	入浴サポートサービスの利用者と、通所サービス（通常）の利用者が同じ車で同時間、同じルートでの送迎は可能でしょうか。	同一時間同一ルートに通所型入浴サポート利用者とデイサービスないしショートステイ利用者がいた場合に結果的に同じ車両で送迎することは妨げません。 なお、通所型入浴サポートサービスにおいては、幼稚園の送迎のようなバスストップ方式を採用することも可能です。
サービス	休憩室を区分するとは、仕切り等どうするのか。	仕切り等の設置までは求めません。
サービス	利用当日、入浴前に血圧、体温を計っていただいて異常があった場合は、本人様判断に任せてもいいのですか。あと、単位などはどうなるのか？	高血圧症等入浴時の血圧変動に伴うリスクが高い方については診療情報提供書等を用いて入浴不可の判断基準を医師により確認し、サービス担当者会議の中で利用者とサービス提供事業者で共有してください。 その他の利用者については通所介護等事業所におけるマニュアルや高齢者が安全に入浴することができる基準値等を目安として、利用者本人の心身の状況を総合的に判断し利用者の合意のもと入浴を中止してください。 なお、安全な入浴のための基準値についてはサービス担当者会議や重要事項説明書等を用いて利用者等に周知してください。 血圧、体温測定の結果利用中止となった場合であっても算定することは妨げません。
その他	実施予定の事業所は何か所位になりそうですか？	事業開始当初においては10カ所程度となる見込みです。指定通知書の発送後ホームページ等にて公表します。事前に事業所の確認が必要な場合は福祉指導監査室までお問い合わせください。